

平成 29 年度 9 月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 9 月 25 日 (月) 13 : 30 ~ 14 : 00

2. 開催場所 蕪崎市役所 別館 201 会議室

3. 出席委員 (29 人)

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 中村 正三
3 番 相山 泰
4 番 小澤 豊
5 番 岩村 栄比古
6 番 小川 龍馬
7 番 神谷 昇次
8 番 守屋 勝弥
9 番 矢巻 文司
10 番 笹本 武光
11 番 藤巻 正朝
12 番 功刀 福幸
13 番 小野 弘文
14 番 久保田 一弘
16 番 矢崎 清香
18 番 横内 金弥
19 番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

1 番 瀧田 正充
2 番 渡邊 昭夫
4 番 横森 一郎
5 番 欠瀬 勝男
6 番 山岸 健司
7 番 嶋津 榮男
8 番 佐藤 安茂
9 番 田邊 幸男
10 番 根岸 喜長
11 番 山本 幸治
12 番 清水 寛文
13 番 漆原 富士夫

欠席委員 (4 名)

15 番 矢崎 貢太郎 (農業委員) 17 番 齊藤 一成 (農業委員)
3 番 近藤 友文 (推進委員) 14 番 上野 和雄 (推進委員)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名
第 2 会議書記の指名
第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による申請の承認について 6 件
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による申請の承認について 3 件
議案第 3 号 経営基盤強化法第 18 条の利用集積計画の承認について 3 件
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 1 件

5. 農業委員会事務局職員

書記次長 飯野 一伸
書記 (主幹) 梶 喜美子

6. 会議の概要

事務局次長

只今から平成 29 年度 9 月蕪崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いします。

会 長

(会長あいさつ)

事務局次長

それでは、**葦崎市農業委員会会議規則第5条**により、本日の議案審議については会長が議長をとめます。議事の進行をお願いします。

議 長

本日、出席委員は**19名中16名**で、定足数に達しております。

次に、**葦崎市農業委員会会議規則第16条第3項**に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、**4番 小澤委員、5番 岩村委員**にお願いいたします。会議書記には事務局職員の飯野氏と梶氏を指名いたします。

なお、**葦崎市農業委員会会議規則第12条第2項**により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則**第12条第3項**に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いします。

事務局次長

それでは概要説明に入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	6件	13,407 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	3件	1,401 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	8件	3,225 m ²
議案第4号	経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について	3件	14,052 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件	697 m ²

次に、会務報告ですが**9月7日**、**山梨県農業会議常設常任議員会議**に柳本会長と事務局飯野が出席しました。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「**農地法第3条の規定による申請の承認について**」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集1ページをご覧ください。今月の**農地法第3条**の許可申請は、所有権の移転に関するものが**6件**であります。

受付番号**1番**(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 営農拡大のための所有権移転の申

請であります。

受付番号 2 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明） 営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号 3 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明） 耕作地続きによる営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号 4 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明） 小作地の譲渡による所有権移転の申請であります。

受付番号 5 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明） 財産分与のための所有権移転の申請であります。

受付番号 6 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明） 営農拡大のための所有権移転の申請であります。

各案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

議 長

これより質疑に入ります。質問、意見等がございますか。

（質問意見なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号、受付番号 1 番から 6 番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第 1 号、受付番号 1 番から 6 番は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集 3 ページをご覧ください。今月の農地法第 4 条の許可申請は 3 件であります。

受付番号 1 番（土地の所在・申請人についての説明） 申請地は中央道葦崎インター東約 300m で個人住宅建設の申請であります

受付番号 2 番（土地の所在・申請人についての説明） 申請地は R20 号上円井交差点西 300m で住宅用地の申請であります。

受付番号 3 番（土地の所在・申請人についての説明） 申請地は御勅使橋西 600m で、太陽光発電施設の申請であります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からの報告になります。

受付番号 1 番について、横森委員をお願いします。

横森委員

申請地は、草は刈ってありますが耕作はしてありません。今後の利用価値はありますが、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

次に、申請番号 2 番について矢巻委員をお願いします。

矢巻委員

申請地には、既に物置が建てられており転用許可済とっていたが、土地の筆数が多く最近になり農地として残っていたことに気づき、今回始末書を添付のうえの転用申請なので許可相当と思います。

議 長

次に受付番号3番について横内委員お願いします。

横内委員

申請地は工業団地の中にある農地で、自宅から一番遠くにあり、田には適さないやむを得ないところがあります。周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、受付番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号、受付番号1番から3番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は8件です。
受付番号1番（土地の所在・貸人・借人についての説明）申請地はリバーエレットク北約150mでJRの法面工事のための資材置場（一時転用3ヶ月）の申請です。
受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地はJA梨北本所北約250mで宅地の拡張の申請です。
受付番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地はJA梨北穂坂支所南西約500mで駐車場の申請です。
受付番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地はゆーふる葦崎南約150mで資材置場の申請です。
受付番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旧穴山小南西約50mで資材置場・駐車場の申請です。
受付番号6番・7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は北西小北約500mで資材置場・駐車場の申請です。
受付番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は諏訪神社の西隣約で神社用地の申請です。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、各地区担当委員からご報告をお願いします。
受付番号1番について中村委員をお願いします。

中村委員

申請地は、荒廃地ではありません。周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号2番について瀧田委員をお願いします。

瀧田委員

申請地は宅地の拡張をするための交換であり、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号3番について横森委員をお願いします。

横森委員

申請地は耕作地としての利用価値はありません。周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号4番について小川委員をお願いします。

小川委員

申請地は、耕作地としては不可能です。周辺は宅地化しており、周辺農地への影響はないので許可相当と思います。

議 長

受付番号5番について嶋津委員をお願いします。

嶋津委員

申請地は耕作されておりません。周辺への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号6番・7番について藤巻委員をお願いします。

藤巻委員

申請地は、遊休農地で草刈りの管理はされています。今後の耕作地としての利用価値はありますが、不整形圃場と小さい圃場のため近い将来の荒廃を避けるためには転用許可相当と思います。

議 長

受付番号8番について功刀委員をお願いします。

功刀委員

申請地は、今後の農地としての利用価値はなく神社用地ということで、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、受付番号1番から8番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号、受付番号1番から8番については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化法第18条の利用集積計画(案)の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

受付番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用貸借で作物:野菜、期間:5年、新規設定です。

受付番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)賃借料:35,657円/(年額)作物:野菜、期間:10年、新規設定です。

受付番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)賃借料:147,700円/(年額)作物:ぶどう、期間:5年、新規設定です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしております。

議 長

これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、受付番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号、受付番号1番から3番は原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

報告1号については、報告案件のため質疑は省略いたします。

それでは、以上をもちまして平成29年度9月蕪崎市農業委員会議案審議を終了いたします。

事務局次長

功刀職務代理より閉会のあいさつをお願いします。

功刀職務代理
あいさつ

事務局次長
ありがとうございました。

議事に参与した者の職、氏名

飯野 一伸 書記
梶 喜美子 書記

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員_____

署名委員_____